

香芝市告示第130号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定による本市収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消したので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

令和8年6月1日

香芝市長 三 橋 和 史

- 1 収納代理金融機関の指定の取消しをした金融機関
株式会社みずほ銀行
- 2 取消年月日
令和8年5月31日